

## 環境保護印刷マーク使用規則

本規則は印刷業界において「環境保護印刷マーク」を正しく使用し、地球環境保全を推進するために定める。

### 第 1 条 使用

- 環境保護印刷マークを使用できる者は環境保護印刷推進協議会（以下本会という）の会員に限る。  
会員は環境保護印刷マークを自社オフセット印刷に関する営業およびその営業に係る製品に表示するものとする。
- 環境保護印刷マークの使用許諾は、本会のみがその会員に対して付与できる。
- 環境保護印刷マークを使用許諾された会員は、いかなる状況下でも自己使用以外の目的で環境保護印刷マークを第三者に再使用させることはできない。

### 第 2 条 認証と P I N 番号

- 本会会員は環境保護印刷マークを使用するにあたって、本会よりエコ認証登録番号（P I N 番号）の発行を受けなければならない。
- P I N 番号の発行にあたっては、本会が別表\*に定める基準に基づいて所定の審査（書面審査あるいは工場実地検査）を行うものとし、各 P I N 番号毎ごとに認証レベルが設定され、本会認証登録簿に登録される。
- 本会会員が環境保護印刷マークを使用する際は、P I N 番号を環境保護印刷マークの所定の箇所に、所定の字体、字形および大きさで表示しなければならない。  
認証ステータス登録基準表 ゼロエミッション化のステップ

### 第 3 条 登録料および会計報告

- 本会認証登録簿に登録された会員は、別途本会会則に定められた入会金および会費を本会に納めるものとする。
- 上記第 3 条 1 項の登録料は本会の目的推進のためにのみ使用され、その収支は本会によってその会計年度毎に報告されるものとする。

### 第 4 条 運用

- 本会会員が環境保護印刷マークを使用できる印刷物は、本使用規則第 2 条により各会員が認証されたレベルの必要事項を満たす条件で印刷された印刷物に限られ、それ以外の条件による印刷物に使用してはならない。
- 本会会員が環境保護印刷マークの宣伝普及のために、新聞、雑誌、野外広告などに環境保護印刷マークの使用を希望するときは、使用確認書を提出し事前に本会の文書による承認を受けなければならない。

## 第5条 検査とペナルティー

1. 本会は随時、会員から環境保護印刷マークを使用した印刷物の見本ならびにその仕様書等の提出を求めることができる。また本会が必要と認めるときは自ら市場にある環境保護印刷マークが表示された印刷物を入手し、検査することができる。また検査に関して会員に協力を要請することができ、協力を要請された会員はその指示に従わなければならない。
2. 本会は、環境保護印刷マークの表示された印刷物が本使用規則に定める内容に合致しないと認められる場合は、当該印刷物を印刷した会員に対して文書で改善を勧告し、1か月以内に改善の内容及び結果について文書で回答を求めることができる。
3. 前項の通知を受けた会員が必要な改善を実施することなく、環境保護印刷マークの使用を継続している場合は、本会会長は理事会の決議を得て当該会員を除名し、環境保護印刷マークの使用を禁止する処置を講ずるものとする。
4. 本会は、上記第4条1項、第4条2項に関わる検査において、必要に応じて当該会員の印刷工場への立ち入りによる印刷条件の現地検査を行うことができ、現地検査を要請された会員はその指示に従わなければならない。
5. 本会会員は市場で環境保護印刷マークを不正に使用する者の監視に努め、不正使用者を発見したときは直ちに本会に通知しなければならない。

## 第6条 特別活動

1. 本会会員は環境保護印刷マークのブランドマーケティングに努めるとともに、会則第6条の規定に従って、それぞれの顧客に環境保護印刷マークの表示についてクライアントの理解と協力を得るように努めなければならない。

## 附 則

1. 本規則は理事会の協議および協会の承認を得て改正することができる。
2. 本規則は平成17年11月10日から施行する。